資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千五百万円、資本準備金の額を三千五百万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年六月二十四日

掲載頁　七十頁（号外第一四一号）

なお、右決算公告にかかる訂正公告を平成二十七年七月十三日に開示しております。

平成二十八年二月二十四日

東京都渋谷区渋谷三丁目一五番六号

ＤＨＥ株式会社

代表取締役　柳原　秀哉

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年三月十一日を基準日と定め、同日九時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十八年二月二十四日

宮城県仙台市青葉区本町二丁目一七番一七号

株式会社百戦錬磨

代表取締役　上山　康博

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年三月十日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年三月下旬開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年二月二十四日

東京都豊島区南池袋一丁目一三番二三号

株式会社ジェイ・コミュニケーション

代表取締役　橋本　直樹

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年三月十日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年三月下旬開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年二月二十四日

東京都豊島区南池袋一丁目一三番二三号

株式会社ジェイ・コミュニケーション

代表取締役　橋本　直樹

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年三月十日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十八年二月二十四日

東京都豊島区南池袋一丁目一三番二三号

株式会社ジェイ・コミュニケーション

代表取締役　橋本　直樹

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年三月十日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年三月下旬開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年二月二十四日

東京都豊島区西池袋一丁目五番地三号

株式会社センターモバイル

代表取締役　橋本　直樹

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年三月十日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年三月下旬開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年二月二十四日

東京都渋谷区桜丘町二六番一号

ベジタリア株式会社

代表取締役社長　小池　聡

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年三月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年二月二十四日

新潟県上越市大潟区土底浜一六九〇番地一

西田建設株式会社

代表取締役　西田　行宏

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年二月二十四日

大阪市中央区道修町一丁目五番一八号

太洋株式会社

代表取締役　山口　信一

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十八年三月三十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年二月二十四日

大阪市淀川区三津屋南一丁目一番二六号

小豆島タクシー株式会社

代表取締役　髙橋　昌良

合併につき株券等提出公告

当社は、東テク株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十八年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年二月二十四日

福岡市博多区榎田二丁目一番一八号

株式会社ディー・エス・テック

代表取締役　安冨　法影

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である近藤太一郎が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年二月二十四日

静岡県焼津市中港五丁目九番二五号

キリバス・アンド・タイジン漁業会社

日本における代表者　近藤太一郎

限定承認公告

本籍東京都稲城市若葉台二丁目一番地一、最後の住所大阪府堺市西区鳳南町三丁一九九番地一フロントウイング七一二号

被相続人　亡　合田　崇映

右被相続人は平成二十七年九月十一日死亡し、その相続人は平成二十八年二月十五日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二十四日

大阪府富田林市津々山台三丁目七番三七号

（三〇三）　限定承認者　平野　楓都

大阪市中央区今橋四丁目三番六号淀屋橋ＮＡＯビル三階　ＯＳＡＫＡベーシック法律事務所　代理人弁護士　井上　元

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十七年十一月六日付官報の号外第二五一号四十四頁に掲載されています。

平成二十八年二月二十四日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター　ライトイヤー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十八年三月二十四日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十八年二月二十四日

名古屋市中区栄一丁目二二番一六号

株式会社アドバンテージ

代表取締役　藤間　成喜

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十八年二月十五日開催の臨時総会において、出資一口の金額を十万円から一万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、当組合の主たる事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告いたします。

平成二十八年二月二十四日

大分市長浜町二丁目一三

大分県砂利協同組合

代表理事　藤井　愼二

訂正公告

平成二十八年二月十八日（号外第三十五号）掲載の左記会社に係る吸収分割公告及び決算公告（枠組）中、乙の代表者「代表取締役　下斗米寛泰」とあるは「代表取締役　片岸　俊幸」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年二月二十四日

大阪市北区梅田一丁目二番二―一三〇〇号

（甲）株式会社ロジネットジャパン西日本

代表取締役　真田　俊秀

札幌市中央区大通西八丁目二番地六

（枠組）

（乙）札幌通運株式会社

代表取締役　片岸　俊幸

正　誤

ページ	段	行	誤	正
二五	上	一四～一五	若年定年退職者給付金返納書	若年定年退職者給付金返納命令書

（原稿誤り）

防衛省令第五号（若年定年退職者給付金に関する省令）

平成二十一年四月一日（号外第六十九号）公布

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月二十四日付第四〇号六　四ページ●同日付政府調達第三六号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）